平成２４年（フ）第５９８号
川崎市川崎区小田４丁目31番２号　金子荘203
債務者　森　　聡史
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６９９号
岡山市北区大安寺東町10番12号
債務者　三澤　文**護**
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１７５号
東京都豊島区目白４丁目17―１―203
債務者　滝本みち子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８２号
東京都江戸川区西瑞江５丁目11―５―208
債務者　人見　佳奈（旧姓名須川）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８３号
東京都練馬区桜台２丁目38―２―101
債務者　上園　和子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８５号
東京都葛飾区奥戸３丁目19―17
債務者　中道佐和子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０２号
東京都豊島区巣鴨４丁目22―28―303
債務者　長村　晃士
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０３号
東京都葛飾区西水元３丁目34―17
債務者　金田　峰和
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４１号
東京都台東区根岸５丁目６―４―202
債務者　池田加代子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４８号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目38―５―310
債務者　高橋　晴江
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４９号
東京都町田市小川1210―１―204
債務者　渡邊　和子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７０号
東京都台東区千束３丁目17―７―202
債務者　吉川　昭久
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７３号
東京都板橋区板橋４丁目55―２　第二古里荘
債務者　塚田　三郎
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７４号
東京都世田谷区松原３丁目37―14―308
債務者　山田　浩太
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７５号
東京都北区志茂４丁目５―１―501
債務者　三谷　典代
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７８号
東京都小平市たかの台８―１―105
債務者　山本　重人
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部